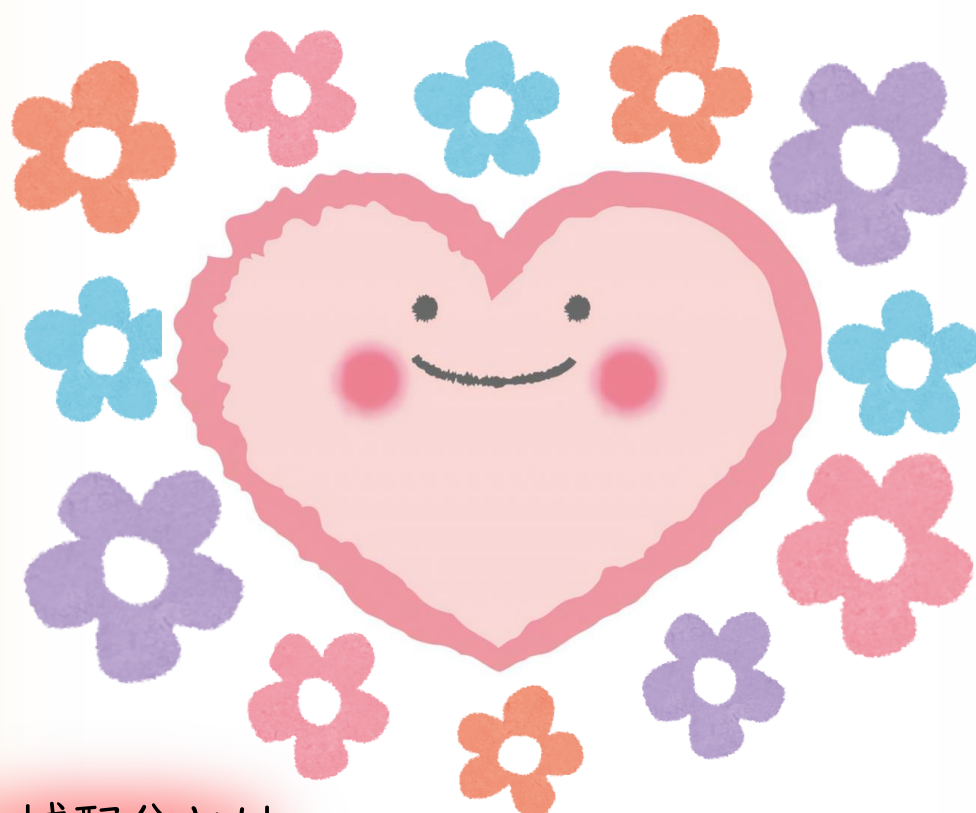


# 令和4年度 地域配分（B配分）



## <令和5年度使用>



地域配分とは

「杉並の地域福祉を充実させたい」  
という皆さまの想いが集まった赤い羽根共同募金の  
一部を区内の福祉施設や団体に配分金として助成す  
るものです。

【申請期間】

令和4年8月1日（月）

～8月31日（水）

（最終日17時まで）

## 【対象事業】

### ◎令和5年度に実施する事業

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に関する事業
- ・備品整備（原則5年以上の使用が見込まれるもの）
- ・利用者や地域住民が使用する防災・災害対策備品
- ・小破修理（トイレ・扉などの改修・修理等）
- ・利用者の生活向上に資する事業（宿泊訓練・日帰り研修・社会体験など）

### ※対象外

- ・施設・団体維持に係る運営経費（光熱水費等）
- ・防犯設備・職員を対象とした研修会など施設・団体の責任で行うもの
- ・主に事務・管理的な用途で使用するもの
- ・備品購入の際の間接的経費（備品処理費・リサイクル費など）
- ・公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分

## 【対象団体】

- ◎杉並区に所在し、申請時に事業開始から1年を経過している民間の社会福祉施設・団体
- ・児童厚生施設（社会福祉法第2条に定める施設）
- ・保育施設（社会福祉法及び東京都補助要綱による施設。保育室、認証保育所を含む）
- ・障がい者の地域生活支援および就労支援を行う施設、団体

- ◎その他東京都共同募金会杉並地区配分推せん委員会において承認された地域福祉を目的とする団体

### ※対象外

- ・会社法人が経営、学校法人および特殊法人が運営する施設

## 【助成配分スケジュール】

- ①申請期間：令和4年8月1日（月）～8月31日（水）
- ②審査：令和4年11月
- ③配分決定：令和5年3月下旬
- ④配分金交付：令和5年6月（予定）
- ⑤事業実施：令和5年4月～令和6年3月31日
- ⑥報告書提出：事業完了後30日以内



## 【配分金額】

原則5万円～30万円以内（申請事業における総事業費の75%以内）

## 【申請方法】

申請要綱を必ず確認し、杉並区社会福祉協議会連携推進係へ電話予約のうえ、窓口に出提出してください。申請要綱は杉並区社会福祉協議会で配布しています。同HP(<http://www.sugisyakyo.com/>)からも取り出せます。

## 【問合せ】

東京都共同募金会 杉並地区協力会  
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会  
経営管理課 連携推進係

### 【住所】

〒167-0032

杉並区天沼3-19-16

ウェルファーム杉並2階

【電話】03-5347-1010

【FAX】03-5347-2061

